

## 12. どのような国が新SNAを採用しているか

国連は各国に対して国民経済計算を新SNAによって報告することを、つよく要請しているが、この要求にこたえて報告している国は1975年時点で、40ヶ国に達している。このなかにはアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、オーストラリア、スイス、スカンジナビア諸国（スウェーデン、ノルウェー、デンマーク）等の欧米先進諸国とアフリカの発展途上国が含まれている。そして西側先進国の中で新SNAによって報告していない国は日本と西ドイツのみとなっている。

ただし一応新SNAによる計数を報告している国でも、範囲や内容についてはなお区々であり、とくに整備が進んでいるのは、カナダ、イギリス、スカンジナビア諸国等であるといえる。

なお、発展途上国では新SNAによって国連報告している国が多いが、これはこれらの国々でこれまで国民経済計算の推計がなされておらず、新たに始めようとした時に、新SNAを採用したという事情によるものである。

## 第Ⅱ部 新SNA推計の概要

### 13. 財貨・サービスの流れはどのように推計するのか

各種統計資料を基礎に、2178商品についてその出荷額（サービスについては生産額）を推計し、これから出発して生産および支出の二面を推計する。

図に示すような流通経路を各商品（コモディティー）が流れていくことを想定し、2178商品ごとに出荷額とともに、輸出額、輸入額、各種配分率、運賃率、マージン率、在庫変動率を推計することにより、それぞれの中間消費、最終消費、固定資本形成、財庫投資を推計する。このようにして支出面の計数が得られる。これがコモディティー・フロー法と呼ばれる推計方法である。

コモディティー・フロー法により同時に推計される2178商品ごとの生産額を407品目に統合したものと、毎年推計するV表（54産業×66商品行列）とにより59産業別生産額を生産額を推計する。他方、別途各種資料により各産業について382商品ごとの生産額に対する中間投入の比率を毎年推計する。この二つの情報から各産業の382商品ごとの中間投入額、

したがって、各産業の付加価値が毎年推計される。これが生産物接近法と呼ばれる産業別付加価値推計方法である。

このように新SNAの推計方法は、スノーフラス商品の流れを推計の基礎にする物的接近法がとられており、

「法人企業統計季報」、「家計調査等」等の生産や消費主体についての情報を推計の基礎とする支出接近法を主とする現行NIと異っている。

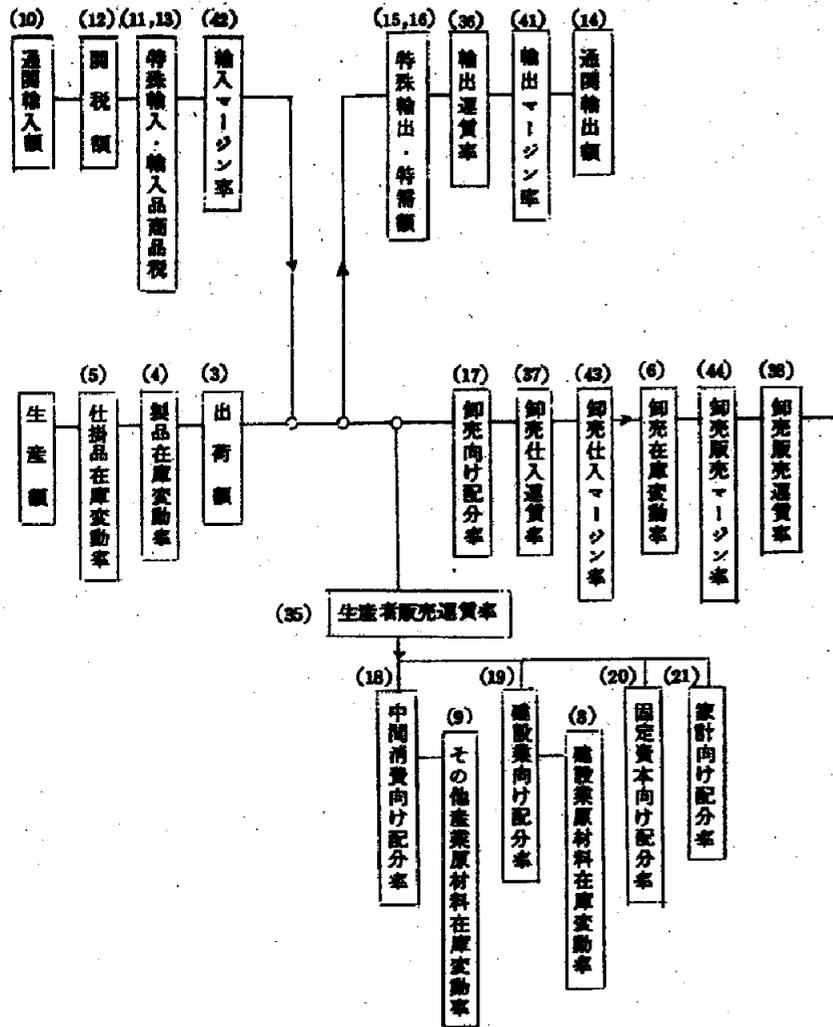
こうした推計の基本となる出荷額、運賃率、マージン率、在庫変動率、中間投入比率等は暦年計数として推計されるので、結果として推計される支出および生産についての計数は暦年計数である。

したがって、四半期計数および年度計数の推計にあたっては、支出面については、人的接近法によって得られる最終需要各項目の四半期計数によりコモディテ

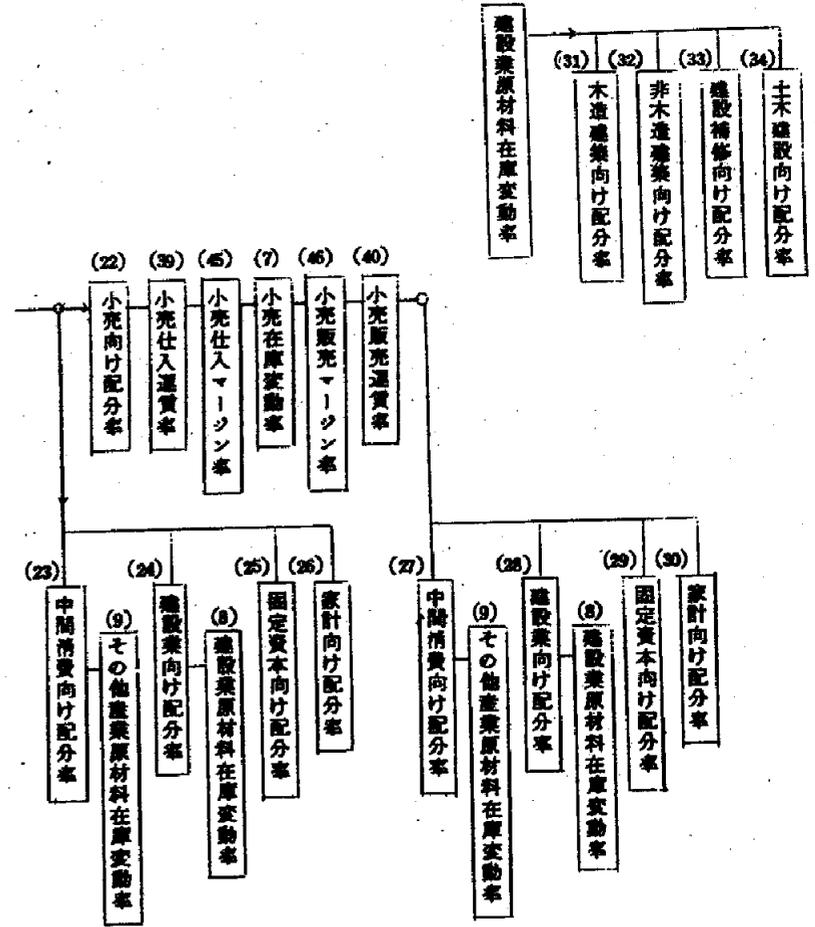
イー・フロー法によって推計する暦年計数を介割して、四半期計数を算出する。

生産面については、現在、産業別四半期計数の推計方法の検討を進めているところであり、公表までにはなおしばらくの時間を要する。

( 図 4 - 2 ) 商品の流通経路



なみ、建設向けについては、(8)よりさらに次のように分割する。(建設業中間消費となる)



14. 一般政府および対家計民間非営利団体はどのように推計するのか

1. に述べたコモディティー・フロー法および生産物接近法により推計される範囲は、産業によって生産される財貨・サービス（商品）との生産額、産業による中間消費、および全生産主体による投資であり、政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者の生産活動、およびこれらの生産者の販売するサービス（非商品）の消費については、別途推計される。

一般政府は新SNAにおいて新たにサービスの生産者として扱われることになったために、これまで推計していなかった政府建物の固定資本減耗も加えた経常的コストを決算書等をもとに推計し、これを生産額とする。他方、国公立学校の授業料や国公立病院の入院料のような家計の自由意思にもとづいて購入されたものを政府サービス生産者の非商品の販売として記録し、生産額からこの非商品販売額を差し引いた政府サービス生産者の自己消費額を一般政府の最終消費支出とする。

対家計民間非営利団体も一般政府と同じく新SNAにおいてはサービスの生産者として扱われるので、当国民所得部で実施している「非営利団体実態調査報告」等を使用し、対家計民間非営利サービス生産者の生産額、非商品の販売額および対家計民間非営利団体の最終消費支出を推計する。

こうして得られた政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者からの家計の非商品の購入は家計最終消費支出の一部を構成し、コモディティー・フロー法によって推計した家計最終消費支出とあわせて家計最終消費支出が算出される。

また両生産者の付加価値と生産物接近法によって得た産業別付加価値を合計することにより、国内総生産が推計される。

### 15. 生産と支出の実質化はどのように行うのか

新SNAでは財・サービスの流れを2/78商品ごとに毎年推計するため、産出、中間消費、家計消費、総固定資本形成、在庫投資、輸出、輸入各項目の財別、経済活動別、目的別に分類された計数について商品別内訳が毎年推計される。こうした商品別内訳をウェイトに卸売物価指数、消費者物価指数等から作成される477商品ごとのデフレーターを用いて各項目の財別、経済活動別、目的別の計数についてのデフレーターをほぼパーシェ型に作成することとしている。したがって、新SNAにおいては実質計数は現行所得統計に比べ、より不変価格表示の計数（指数化すればラスパイレズ型数量指数）に近いものとして推計される。

新SNAではダブルデフレーション法を新たに採用し、産業別実質付加価値を推計することとしている。その結果支出および生産の二面から実質化が行われることになる。

ダブルデフレーション法は以下のとおりである。毎年推計するV表（産業別商品産出表）をウェイトにし

て、商品別産出デフレーターから産業別産出デフレーターを作成し、これによって産業別実質産出額を推計する。他方、45年V表（産業別商品投入表）と毎年推計される産業別中間投入項目計数から作成したウェイトを用いて推計した産業別中間投入デフレーターにより産業別実質中間投入額を推計する。産業別実質付加価値はこのようにして推計した実質産出額と実質中間投入額の差として求められる。

政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者については、その産出額を商品の販売額として把握できないので、投入コストをもって産出額とする。したがって中間消費については中間消費デフレーターを、付加価値については賃金指数を、それぞれの投入ウェイトで加重平均することにより、デフレーターを作成し、実質産出額および実質付加価値を推計する。

## 16. 所得の流れはどのように推計するのか

新SNAにおいては、所得の流れは非金融法人および準法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体および家計の5制度部門の所得支出勘定で表われ、所得から資本蓄積へのつながりは資本調達勘定で表わされる。

営業余剰および雇業者所得は、一方においては「法人企業統計季報」、「個人企業経済調査」、「決算書」等各種統計資料により企業ベースで推計される。地方生産物接近法による付加価値推計から、事業所ベースの計数が推計される。生産物接近法による計数に総額が一致するよう必要な調整を行うことにより、公的民間、法人、個人・産業別の計数を推計する。

営業余剰は非金融法人、金融機関および家計の三制度部門によって受取れる。

雇業者所得は、さらに海外からの純雇業者所得を加え国民ベースにした計数が家計部門の受取に計上される。

家計最終消費支出については、コモディティー・フ

ロー法を中心に推計された暦年計数を「家計調査」等を用いた支出接近法によって推計した四半期計数により分割し、四半期計数を算出する。

政府最終消費支出および対家計民間非営利団体最終消費支出は「決算書」、「非営利団体実態報告」等により推計される。

さらに、各種資料をもとに、5制度部門それぞれについて海外との取引を含む財産所得等の経常移転諸項目の受払いを推計する。

こうして得られた受取と支払の残差が貯蓄となる。

以上により5制度部門別の所得、支出勘定が作成され、各部門および部門間の所得とその処分の構造が明らかになる。

5制度部門の所得、支出勘定を統合すると、国民可処分所得およびその処分の勘定が作成される。国民可処分所得は国民全体として処分可能な所得を示すものであり、要素所得の受取分を示す国民所得とは海外からのその他の純経常移転分だけ差がある。

資本調達勘定を構成する総固定資本形成と在庫投資

は、コモディティ・フロー法によって推計された計数に総額が一致するように、各種資料から推計した計数を調整することにより、各部門の計数を作成する。さらに固定資本減耗、資本移転等の諸項目を推計し、受取と支払の残差を債権の純増とすることにより、5制度部門別の資本調達勘定の上段（貯蓄投資勘定）が作成され、各部門の資産形成とその資金源泉の構造が明らかにされる。

債権の純増の金融資産別の内訳が資本調達勘定の下段（資金調達勘定）に示されることになる。

#### 17. 資金の流れはどのように推計するのか

新SNAにおいて金融取引を示す表は、日本銀行調査局作成の資金循環勘定と基本的に同様な方法によって作成される。すなわち、まず国内諸部門の金融資産負債残高表を作成し、原則としてその期中増減額により取引額を算出する。海外部門および対外取引項目については残高表を作成せず、国際収支統計から直接に計数を計上する。

新SNAにおける金融取引を示す表は、案1に所得・支出の構造を表わす勘定と斉合性がとれるように部門分割がなされている。案2に取引項目がより詳細である。案3に金融機関についても資金過不足を計上していること。の3点において日本銀行の資金循環勘定と異っている。

この金融取引を示す表を非金融法人および准法人、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体および家計の5制度部門に統合することにより資本調達勘定の下段が作成され、金融取引のほか土地取引や資本移転、投資および貯蓄の構造を示す資本調達勘定の上段を通

じて所得支出勘定につながり、また、さらに調整勘定を仲立ちとして国民貸借対照表と連結することになる。

#### 18. ストックはどのように推計するのか

新SNAにおけるストックは、企業会計で用いられる貸借対照表の方式を国民経済に適用した国民貸借対照表によって表わされる。国民貸借対照表は、期首ストックを表わす期首貸借対照表勘定に期中の資本取引額を表わす資本調達勘定および価格変化による再評価等の調整額を表わす調整勘定を加えると、期末ストックを表わす期末貸借対照表勘定に一致するように設計されている。部門別貸借対照表は、所得支出勘定と同様、国民経済を構成する5制度部門別に作成される。

対象資産は、従来の国富調査で扱った再生産可能有形資産（在庫および固定資産）のほかに、土地、地下資源等の再生産不可能有形資産、特許権等の非金融無形資産、さらに金融資産・負債が含まれる。上記の非金融資産に、対外金融資産・負債の差額（国内の金融資産・負債は互に相殺される）を加えると国富が導かれる。

資産・負債の評価は、フロー勘定との対応上、時価（市場価格）で行われるのが原則である。主要資産の

推計方法は次のとおりである。

再生産可能有形資産については、昭和45年国富調査結果を新SNAの概念に合わせて再編し、これをベンチマークとして、各年の投資額と調整額を加えて、各年末のストックを推計する。

再生産不可能有形資産のうち、土地については、地目別、地域別に面積に単価（地価公示価格等を利用）を乗じ、森林については、樹種別・樹齢別に面積に単価を乗じ、鉱山及び漁場については、収益還元法により、それぞれ各年末のストックを推計する。

金融資産・負債については、資金循環勘定の残高表を新SNA概念に合わせて再編し、これに計上されていない非金融部門の内訳等を加えて各年末のストックを推計する。

以上のように、国民貸借対照表は、これまで個別的に得られてきた国富調査、資金循環勘定、地価統計等ストック関連の諸統計を統一的観点から集大成したものである。これによってわが国のストックが包括的かつ総合的に把握できることになる。

#### 19. 新SNAでは経済活動をどのように分類するのか

新SNAにおいては生産主体を産業、政府サービス生産者および村家計民間非営利サービス生産者に三区別している。

更に三主体は大分類、中分類、小分類の三段階レベルで活動別分類がされている。

内容は表に示すとおり。

		大 分 類	
1	産 業	1	農 林 水 産 業
		2	鉱 業
		3	製 造 業

中 分 類		小 分 類	
1	農 林 水 産 業	1	耕 種 農 業
		2	畜 産 ・ 養 蚕 業
		3	獸 医 業
		4	農 業 カ ー ビ ス
		5	林 業
		6	水 産 業
2	鉱 業	7	石 炭 ・ 亜 炭
		8	金 属 工 業
		9	原 油 ・ 天 然 ガ ス
		10	砂 利 ・ 石 灰
		11	そ の 他 の 鉱 業
3	食 料 品	12	食 料 品
4	織 維	13	織 維
5	パ ル プ ・ 紙	14	パ ル プ ・ 紙
6	化 学	15	化 学
7	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	16	石 油 製 品
		17	石 炭 製 品
8	窯 業 ・ 土 石 製 品	18	窯 業 ・ 土 石 製 品
9	一 次 金 属	19	鉄 鋼
		20	非 鉄 金 属
10	金 属 製 品	21	金 属 製 品
11	一 般 機 械	22	一 般 機 械
12	電 気 機 械	23	電 気 機 械

		大 分 類	
1	産 業 (つづき)	3	製 造 業 (つづき)
		4	建 設 業
		5	電 気・ガ 斯・水 道 業
		6	卸 売・小 売 業
		7	金 融・保 險 業
		8	不 動 産 業

中 分 類		小 分 類	
13	輸 送 用 機 械	24	輸 送 機 械
14	精 密 機 械	25	精 密 機 械
15	そ の 他 の 製 造 業	26	身 廻 品
		27	製 材・木 製 品
		28	家 具
		29	印 刷・出 版
		30	皮 革・皮 革 製 品
		31	ゴ ム 製 品
		32	そ の 他 製 造 業
16	建 設 業	33	建 設 業
17	電 気・ガ 斯・水 道 業	34	電 力
		35	ガ 斯・熱 供 給 業
		36	上 水 道・工 業 用 水 道
		37	廃 棄 物 処 理
18	卸 売 業	38	卸 売 業
19	小 売 業	39	小 売 業
20	金 融・保 險 業	40	金 融
		41	保 險
21	不 動 産 業	42	不 動 産 仲 介 業
		43	住 宅 賃 貸 料
		44	不 動 産 賃 貸 料

		大 分 類	
1	産 業 (うづき)	9	運輸・通信業
		10	サービス業
2	政府サービス生産者	1	電気・ガス・水道業
		2	サービス業
		3	公 務
3	対家計民間非営利サービス生産者	1	サービス業

中 介 類		小 分 類	
22	運輸・通信業	45	運 輸
		46	電信・電話
		47	郵 便
23	サービス業	48	医 療
		49	その他 公共サービス
		50	放送・映画製作 興行等
		51	飲食店
		52	旅 館
		53	洗濯 理容・浴場
		54	その他のサービス
1	電気・ガス・水道業	1	下水道
		2	廃棄物処理
2	サービス業	3	教 育
		4	医 療
		5	政府学術研究機関
3	公 務	6	公 務
1	サービス業	1	教 育
		2	医 療
		3	その他

## 20. 新SNAによってどのような情報が得られるか

新SNAではモノ8商品ごとに、その生産から処分に至る過程を把握することを推計の基礎としている。その結果家計、最終消費、総固定資本形成、在庫投資、輸出・輸入、中間消費について商品別計数が推計、表章されることから、支出面についての商品別情報（デフレーターも含めて）が従来に比べ飛躍的に増大する。

これまで国民総生産は、人的接近方法によって分配面から推計された要素費用表示の国民所得に固定資本減耗および間接税—補助金を加えて算出されていた。新SNAにおいては、生産物接近法が正式に採用されたことにより、産業別付加価値が表章される。これにより始めて国民経済を生産—分配—支出の三面から把握できるようになる。またダブルデフレーション法の採用により産業別付加価値の実質値も推計されるので、生産—支出の二面から実質値の動きを把握できる。

以上のような計数は、新SNAであらたに採用したコモディティー・フロー法および生産物接近法により

可能になったわけである。しかし推計作業にぼう大な作業量を伴うこともあって、当面の間44年以前についてはこうした両推計方法をとらずに、現行NI計数を基礎に必要な調整を行い、新SNA計数を推計することになっている。したがって、支出面についての商品別情報、産業別付加価値についての44年以前計数は当面作成されない。また両推計方法は暦年計数を基礎としたものであり、四半期計数の推計は、人的接近方法によっているため、四半期計数および年度計数についても商品別情報および産業別付加価値は当面作成されない。

最終消費支出については統一された概念で目的別に分類された計数が推計されるので、家計最終消費支出、政府最終消費支出、および対家計民間非営利団体最終消費支出、それぞれについて目的別計数が把握できるのみならず、これらを統合した国民経済全体としての目的別最終消費支出を把握できる。

現行NIにおいては、国立学校授業料などは「個人から政府への移転」として計上され、結果として政府

最終消費支出（政府の財貨・サービスの經常購入）として記録されていたものが、新SNAでは家計最終消費支出として計上される。したがって、利用用途に応じ、これら三種の最終消費支出を別個に用いるか、あるいは統合して用いるかを使い分けることができる。

新たに所得支出勘定資本調達勘定および国民貸借対照表が作成されることにより、非金融法人および準法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体および家計の5制度部門別に、所得とその処分、資産形成とその資金源泉、金融資産選次、資産残高の構造が示されるので、国民経済の流れをモノの面からだけでなく、カネの面も含めて総合的に把握できるようになる。

参考 /

国民経済計算調査会議の開催について

昭和49年4月12日

閣 議 決 定

政府は、国際連合が提示した新しい国民経済計算体系に沿って、我が国の国民経済計算の整備改善を図るため、臨時に、国民経済計算調査会議（以下「会議」という。）を開催する。

1. 目的

現行の国民所得統計は、経済政策、経済計画の立案、経済動向の分析等の基礎として、重要な役割を果たしているが、今後そのいっそう有効な活用を図るため、国際連合が提示した新しい国民経済計算体系に沿って、我が国の国民経済計算の整備改善を図るものとし、これに必要な重要事項を、調査検討することを目的とする。

2. 構成

会議は、国民経済計算に関し、学識経験を有する者をもって、構成する。

3. 運用等

- (1) 会議は、必要に応じ、部会及び専門小委員会を設けることができる。
- (2) 関係行政機関は、会議の調査、検討に協力するものとする。
- (3) 会議の庶務は、経済企画庁経済研究所が行なう。

4. その他

上記の条項に定められたもののほか、会議に関し、必要な事項は、内閣総理大臣が別に定める。

昭和49年4月15日

内閣総理大臣決定

1. 総則

「国民経済計算調査会議の開催について（昭和49年4月12日閣議決定）」に基づく国民経済計算調査会議（以下「会議」という。）の運営については、この国民経済計算調査会議運営要領の定めるところによる。

2. 組織

- (1) 会議は、委員22人以内で組織する。
- (2) 会議に、専門の事項を調査するため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (3) 会議に、幹事若干人を置く。

3. 委員、専門委員、幹事等

- (1) 委員及び専門委員は、国民経済計算に関して、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が委嘱する。
- (2) 幹事は、関係行政機関（別表）の職員のうちから、当該行政機関において、課長又は課長相当職1名を指名するものとする。
- (3) 会議は、必要に応じ、幹事以外の関係行政機関の職員等に対して、出席を求めることができる。
- (4) 委員、専門委員及び幹事は非常勤とする。

4. 議長

- (1) 会議に、議長を置き、委員の互選によつて、これを定める。
- (2) 議長は、会議を総理する。

- (3) 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5. 部会

- (1) 会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。
- (3) 部会に部会長を置き、議長の指名する委員がこれに当たる。
- (4) 部会長は、部会の事務を掌理する。
- (5) 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6. 専門小委員会

- (1) 部会に、その所掌事務のうち専門的事項を調査審議するため、専門小委員会を置くことができる。
- (2) 専門小委員会に属すべき委員又は専門委員は、部会に属する委員又は専門委員のうちから、部会長が指名する。

7. 雑則

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、議長が会議にはかつて定める。

（別表）

総理府（統計局）	農 林 省
行政 管 理 庁	通 商 産 業 省
経 済 企 画 庁	運 輸 省
大 蔵 省	労 働 省
文 部 省	建 設 省
厚 生 省	自 治 省

國民經濟計算調查會議委員、専門委員、及び幹事等名簿

(委員) (20名 50首領)

上野 裕七 成蹊大学教授  
 内田 忠夫 東京大学教授  
 江見 康一 一橋大学教授  
 尾崎 巖 慶応義塾大学教授  
 小尾 惠一郎 慶応義塾大学教授  
 貝塚 裕明 東京大学教授  
 倉林 義正 一橋大学教授  
 坂下 昇 大阪大学教授  
 堀野 谷祐一 一橋大学教授  
 穴戸 敏太郎 筑波大学教授  
 篠原 三代平 成蹊大学教授  
 辻村 正太郎 慶応義塾大学教授  
 中村 陸英 東京大学教授  
 中村 忠 一橋大学教授  
 西川 俊作 慶応義塾大学教授  
 野田 敬 岡山大学教授  
 藤野 正三郎 一橋大学教授  
 宮下 健一 一橋大学教授  
 打上 泰亮 東京大学教授  
 森口 親司 京都大学教授

(専門委員) (11名 50首領)

石 弘光 一橋大学助教授  
 石田 定夫 明治大学教授  
 石渡 茂 青山学院大学助教授  
 井原 哲夫 慶応義塾大学助教授  
 荏開 幸典 生 東京大学助教授  
 江口 英一 日本銀行参事  
 黒田 昌裕 慶応義塾大学助教授  
 藤原 久雄 横滨国立大学助教授  
 高木 新太郎 成蹊大学助教授  
 時子山 和彦 一橋大学助教授  
 蠟山 昌一 大阪大学助教授

(幹事)

総理府統計局調査部消費統計課長  
 行政管理庁行政管理局統計審査官  
 経済企画庁長官官房企画課長  
 国土庁計画調整局計画課長  
 大蔵省大臣官房調査企画課長  
 文部省大臣官房調査統計課長  
 厚生省大臣官房企画室長  
 農林省大臣官房調査課長  
 通商産業省大臣官房調査統計部統計解析課長  
 運輸省大臣官房情報管理部情報解析課長  
 労働省大臣官房統計情報部情報解析課長  
 建設省計画局調査統計課長  
 自治省政政局指導課長

(常時出席者)

日本銀行調査局内閣調査課長  
 日本銀行統計局総務課長

# 国民経済計算調査会議組織

